

- 東日本大震災復興交付金について (p.51)
- 基幹事業における対象事業 (5省40事業) (p.53)
- 復興交付金の事務手続 (p.54)

東日本大震災復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円） ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

(事業費1兆4,302億円)

道路整備事業（補助金）

学校整備事業（補助金）

土地区画整理事業（補助金）

病院耐震化事業（補助金）

防災集団移転促進事業（補助金）

浄化槽整備事業（補助金）

農業農村整備事業（補助金）

：

漁業集落整備事業（補助金）

基幹事業・・・5省40事業

被災地方公共団体

復興計画の下に進める地域づくりを支援

基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業（効果促進事業等（関連事業））

■使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

基幹事業

都市公園整備事業
防災集団移転促進事業
都市防災推進事業
市街地再開発事業
：

効果促進事業等 （関連事業）

(例)
災害発生時の避難路を整備
低地の市街地とを結ぶバス路線整備
ハザードマップを作成
まちづくりワークショップを開催

基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする使途の緩やかな資金を確保。

地方負担の軽減

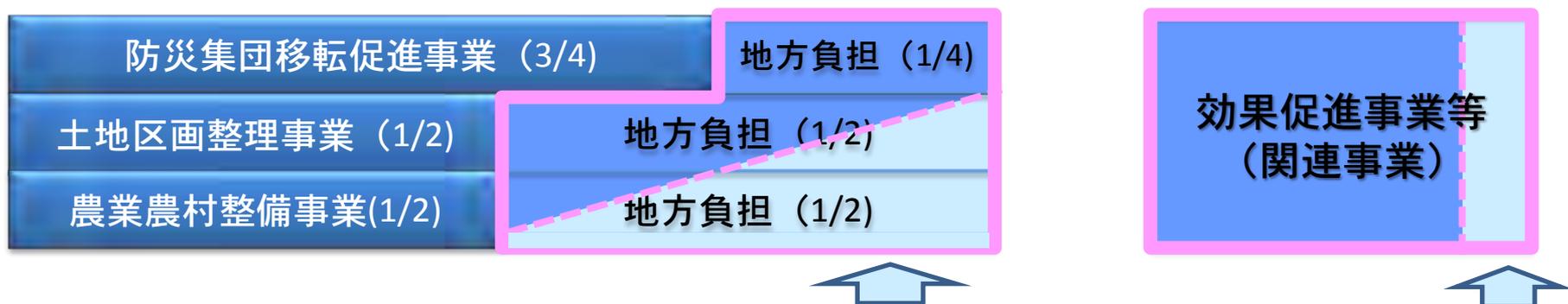
■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業等（関連事業）の80%を国庫補助

(例)

地方負担分の50%を補助

効果促進事業等の80%を補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続の簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。
各府省と協力して事業実施。

基幹事業における対象事業（5省40事業）

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通した場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		18	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)	19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	20	災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		
4	埋蔵文化財発掘調査事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
厚生労働省		22	東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
5	医療施設耐震化事業	23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
6	介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	24	住宅地区改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等)
		25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業	26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
農林水産省		27	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
		29	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
		31	津波復興拠点整備事業【新規】
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	32	市街地再開発事業
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	34	都市再生区画整理事業(市街地液化化対策事業)
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)	35	都市防災推進事業(市街地液化化対策事業)
14	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	36	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
		37	下水道事業
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	38	都市公園事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業	39	防災集団移転促進事業
国土交通省		環境省	
17	道路事業(市街地相互の接続道路)	40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

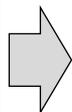
復興交付金の事務手続

■道県・市町村

事業計画を作成



復興庁に一括して提出



■復興庁

総額及び省庁・事業ごとの配分を決定



復興庁が地方公共団体に交付可能額を通知

(各省に予算を移替)



■道県・市町村

交付可能額の範囲で、復興庁に交付申請書を提出



復興庁が各省に回付



■各省

各省が交付決定



復興庁が地方公共団体に交付決定を通知



各省から交付・執行

復興庁においてワンストップ対応